

「大規模土砂災害の緊急対策の強化に関する検討委員会」

規約

(名称)

第１条 本委員会は、「大規模土砂災害の緊急対策の強化に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 委員会は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、噴火による降灰等の堆積物の降水を発生原因とする土石流等の大規模土砂災害への対応能力の強化を図るため、河道閉塞発生時及び火山噴火発生時の緊急的な調査、応急対策等について、これまでの国土交通省等の取組を分析・評価して現状を整理するとともに、さらなる対応能力の強化が必要な取組を抽出し、取組の強化に際して必要となる手法や内容等の中から一般化すべき知見が得られる事項について検討を行うことを目的とする。

(検討内容)

第３条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事象について緊急的な調査、応急対策等における対応状況の検証及び対応能力を強化すべき事項等の検討を行う。

- 一 河道閉塞による湛水及び湛水を発生原因とする土石流
- 二 火山噴火による降灰等の堆積物の降水を発生原因とする土石流
- 三 その他、大規模土砂災害を発生させうる事象

(委員)

第４条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

- ２ 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱した翌年度末までとし、再任を妨げない。

(委員長)

第５条 委員長は、委員の中から、水管理・国土保全局長が指名する。

- ２ 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- ３ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会に出席して意見又は説明を求めることができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、水管理・国土保全局長が招集する。

2 委員会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とすることを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

2 委員会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

3 委員会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、令和7年6月26日から施行する。